

平成29年度 第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（詳細版）

1 日 時 平成29年11月20日（月） 14時00分～16時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 ((株)街NAMI代表取締役)  
特別委員 谷 昌幸 (帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター教授)  
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)  
特別委員 富山 和也 (北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)  
特別委員 金子 ゆかり ((有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	伊藤 尊之
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	森越 愛
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	上畠 篤
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	小林 和哉
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	山野井 善正
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	武村 耕樹
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	若松 邦弥
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	秦野 恭輔
経済部地域経済局中小企業課商業グループ 主幹（商業）	作山 誠

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ニトリ帯広店」（帯広市）の法第5条第1項（新設）の届出について
- ・ 「サツドラ昭和中央店（仮称）」（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について
- ・ 「BUBU北見店」（北見市）の法第6条第2項（変更）の届出について

6 議事要旨

- (1) 「ニトリ帯広店」（帯広市）の法第5条第1項（新設）の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 駐車場周辺への柵などの設置について  
駐車場と歩道との境界（駐車場の周囲）に高さ10cm程度の縁石を設置すること、夜間は出入口をチェーンバリカで閉鎖すること、隔地駐車場と白樺通りとの間は、出入口以外、縁石のほか緑地帯を復旧することを確認。

- ・ 店舗前駐車場周辺の消火栓や電信柱の位置について  
消火栓等は、周囲を縁石で区切られた駐車場の外に位置することになるため、駐車の際に支障にならないことを確認。
- ・ 身障者用の駐車スペースの位置・台数の検討について  
身障者用の駐車スペースから店舗入口までに勾配はなく（フラットであり）、最も入口に近い場所に設置していることを確認。また、バリアフリー法に基づき、設置台数は1台としていることを確認。
- ・ 隔地駐車場から店舗前駐車場の間の市道における横断歩道の設置について  
横断歩道は設置しないが、オープンなどの混雑時に、交通整理員を配置することにより安全確保を図ることを確認。
- ・ 隔地駐車場の利用者（ニトリや周辺店舗への来客）の状況及び台数の検討について  
ニトリの独立看板を設置し来客者に明示することで、周辺店舗への来客者が間違えないように配慮していること、また、台数については、類似店舗を参考に安全側の数値で算出するとともに、駐車場実態調査も踏まえ検討しており、大きく不足することはないことを確認。
- ・ 取扱商品（家具以外の小物など）を考慮した際の駐車場台数の検討について  
今回の新設店舗と業態が同様の類似店舗のデータを参考に、より安全側の数値で算定していることを確認。
- ・ 国道（白樺通り）側の出入口③の入庫及び出庫方法について  
出入口③の配置については、白樺通りの中央分離帯からUターンで入庫しにくい配置とするとともに、出入口以外は、歩道の緑地帯をしっかりと復旧し、誤った出入りを防止するよう配慮していることを確認するとともに、仮にUターン入庫があった場合でも、交通渋滞への影響も大きくないことを確認。  
また、出入口③からの出庫については、左折出庫の路面標示を行うとともに、左折矢印の看板を設置し、来客者にわかりやすいよう周知することを確認。
- ・ びっくりドンキー横の道からの入庫（交通量）について  
当該ルートでの来客は少なく、交通への影響は小さいことを確認。
- ・ 駐車場における交通整理員の配置や人数について  
オープン時には、交通整理員を出入口3箇所各1名、隔地駐車場内に1名の計4名を配置する計画であることを確認。
- ・ 堆雪場所について  
旧ニトリ店舗での除排雪の実態に基づき、必要な堆雪場所を確保していることを確認。

## イ 質疑、発言

（部会長）

- ・ 丁寧にまとめていただき、非常に感謝。

(委員A)

- ・ 横断歩道に関しご回答（市道には設置しない）いただいたが、帯広警察署からは特段指摘等はなかったのか。

(事務局)

- ・ 警察とは協議済みであり、指摘等はなかったところ。

(委員B)

- ・ 基本的には、非常に対応していただいていると思うが、横断歩道の設置や右折出庫に関し、安全面に問題があった場合は、さらなる対策を検討することとなっており、「事故が起きた後に配慮します」という風に見えてしまう。審議会は、そういった事が起きないようにするものだと思うが、いかがか。

(事務局)

- ・ 事業者としては、横断歩道に関しては、オープン時などに、交通整理員を配置し安全に配慮することとしていること、また、出庫に関しては、左折出庫の看板を設置し対応することとしており、当然事故が起きてはいけませんが、事業者としては、事故等を防ぐ意味でも、様々な配慮をしているところ。

(委員B)

- ・ 揚げ足をとるわけではなく、最近はあまりにも危険運転が多いため、指摘した次第。首都圏のスーパーでは、右折進入を禁止する看板があるところもある。

(事務局)

- ・ 北海道においても、渋滞の状況などから、右折進入が難しい場合は、右折入庫禁止の看板を設置する例もある。

(委員B)

- ・ （事業者としては、入庫経路として推奨していない方法だが）白樺通りから出入口③へ入庫する場合、Uターンして入庫する必要があり、道路は2車線しかないことから、出来ればUターン禁止などの標識があるとよい。

(事務局)

- ・ ご指摘については、既に事業者にしっかり伝えた上で、今回の対応となっている。  
大店立地法においても、事業者として、安全に入出庫可能な誘導（経路）をするよう定めており、今回のように、白樺通りから出入口③への入庫に関し、Uターンして入庫しないよう対策を行った上で、他の経路から入庫するよう促すことは、安全配慮に繋がっている。  
また、今後、安全面に問題があった場合は、さらなる対策を検討することとなっていることから、ご理解いただきたい。

(委員C)

- ・ 前回の質問に関しては、概ね良好な回答をいただいた印象。
- ・ 帯広市の緑化条例は、1,000㎡以上の建物を建てる場合の緑化率を定めている条例だが、

今回の案件も 1,000 m<sup>2</sup>を超えている案件であるため、帯広市への協議申請などは行っているか。

(事務局)

- ・ 帯広市の関係部署には協議済みだが、届出書には緑化条例に関する記載はしていないことから、後日確認して報告する。

(部会長)

- ・ より良い環境づくりには、そういった視点も大切。調べてもらい後日報告をお願い。

(委員D)

- ・ 何か無ければ、何もしないような感じ（の回答）に見えるのは心配だが、横断歩道の件に関しては、事業者だけでは難しいと思う。事業者に対してだけではなく、市や警察にも審議上このような問題提起がされていることを働きかけできればよい。
- ・ 隔地駐車場と白樺通りとの間は、出入口以外は、縁石のほか、緑地帯も復旧する計画となっているが、誰が復旧するのか。

(事務局)

- ・ 復旧は事業者が行う。また、事故があってからでは遅いので、くれぐれも安全面には注意するよう、あらためて事業者に伝える。
- ・ 当然、事前に協議はしているところだが、関係機関に対して伝えることは可能との認識。警察については、道警本部で最終チェックをしていただいているが、市についても、担当課に確認していく。

(部会長)

- ・ 前回あった質問について、わかりやすくまとめられており、事務局として非常に苦勞されていると思う。我々委員は好き放題いろいろなことを言っている中、全部一度受け入れて、さらに事業者から出てきた回答を組み直す作業をされていると思う。こういった対応は、非常に大事なこと。非常に感謝。

(2) 「サツドラ昭和中央店（仮称）」（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 生ゴミの発生について  
生ゴミは発生するが、屋外に密閉式の堅牢な保管施設を設置し、周辺に配慮することを確認
- ・ 通学路の標識設置について  
スクールゾーンとはなっていないが、安全対策として、出入口における一時停止や歩行者注意の看板を設置することで、ドライバーへの注意喚起を図ることを確認。

- ・ 店舗バックヤードに係る景観への配慮について  
荷さばき施設は、店舗建屋同様に白色とし、必要時のみシャッターを開くようにすることで景観に配慮することを確認。
- ・ 出入口③に関する搬入車両と一般来客車両との交錯について  
出入口③については、搬入車両利用の看板を設置するとともに、来客車両優先を搬入業者へ徹底指導すること、また、来客用の駐車場出入口の看板を設置しないことで、来客車両を積極的に誘導しないようにすることを確認。
- ・ サツドラとスターバックスの开店予定日について  
両店舗の开店日については、最低でも1週間以上の間隔をおき、混雑解消に努めることを確認。
- ・ 駐車場内における、サツドラ来客者とスターバックスドライブスルー利用者の車両間での安全確保について（駐車場内の導線やオープン時の具体的な対応方法など）  
ドライブスルーへの誘導表示やドライブスルーレーン（路面標示）の色分けにより、来客者に駐車場内の導線を明示するとともに、オープンなどの混雑時には、車両交差点部に交通整理員を配置することにより、安全確保を図ることを確認。
- ・ 混雑時などにおける交通渋滞への対策について（出入口①の入出庫や出入口②・③の右折出庫時の渋滞）  
特にオープン時には、交通整理員の配置期間の延長や増員、具体的な誘導方法の徹底等により安全確保を図ることを確認。  
また、事務局として、交通量の現地調査を実施し現状を確認するとともに、开店後の懸念等の所見について事業者に伝え、対応いただいたことを確認。
- ・ 児童や学生への安全確保や駐輪場の不足、自転車と自動車の交錯の懸念について  
両店舗とも、児童や学生の利用は少なく、類似店舗の実態から駐輪場が不足することはないこと、また、サツドラについては、定期的に店舗従業員が駐輪場の点検を行うとともに、スターバックスについては、駐輪場を歩道側に設置することで、駐車場と分離し安全を確保することを確認。

## イ 質疑、発言

（事務局）

- ・ 前回からの議論を受け、事務局としては、当該店舗について、开店時などに再度現地調査を行うこととしたい。

（委員B）

- ・ 混雑が心配なのは、スターバックスがオープンしてから1～2週間。年末年始を挟むので、もう少し長引くのかもしれないが、その期間が終わってしまえばそれほどでもないと思うが、混雑時の対応が大切。今回の店舗のようにドライブスルーを作ると、どうしても導線が複雑になり、車が自由に動き行き交うことが心配。1～2週間とは言わず、混雑が

続く間に対応していただきたい。

(事務局)

- ・ 年末年始は特に客が増加することは事業者側も十分理解している。事業者として、出来る限りの対応はするとのことである。

(委員B)

- ・ スターバックスだけのためには難しいかもしれないが、臨時駐車場の設置をすることはできないのか。

(事務局)

- ・ よほど混雑する場合は、検討することもあり得る。

(委員A)

- ・ オープン時は、店舗側だけに交通整理員を配置するのではなく、一つ手前の交差点などに配置し、アナウンス（誘導）していた方が良いかもしれない。

(事務局)

- ・ 場合によっては、手前のところで、交通整理員によるプラカードの提示なども事業者側として検討しているところ。

(委員C)

- ・ 敷地外の北側や西側の住宅地の通り抜け行為について、渋滞になればなるほど、そういった車が多くなると思うので、通り抜けできない旨の標識が必要ではないか。

(事務局)

- ・ 店舗内に「住宅地通り抜け禁止」の掲示を行う予定。

(委員D)

- ・ 釧路は(あまり雪が降らないため)除雪に慣れていないことから、予想外の渋滞が心配。敷地内での(通り抜け禁止の)表示以外にも工夫して、近隣の方とのトラブルにならないよう配慮いただきたい。

(部会長)

- ・ 時間を割いて、現場に足を運んでいただき感謝。現場に足を運ぶことで見えることもあり、事業者に積極的なアドバイスもできる。
- ・ 事務局の取りまとめが素晴らしい。現地で確認できなかった部分に関し、事務局からお詫びの言葉があったが、ここまで対応いただき感謝。また、最初に申出のあった、開店時の現地調査の発言も大変有り難い。これからの向け、色々なヒントを得ることができると思う。
- ・ (審議会での議論を) 事業者に伝えていただいて、改善策等をいただけたことは非常に良いこと。

(3) 「BUBU北見店」(北見市)の法第6条第2項(変更)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

・ 堆雪場所について

事業者として再度検討した結果、旧出入口③付近にあらたな堆雪場所を設けることを確認。また、追加の対策として、大雪により旧出入口③付近に堆雪できなくなった場合には、離れの旧第2駐車場への堆雪も検討することを確認。

・ 荷物(車等)の搬入方法について

車の搬入については、カーキャリアを使用し、出入口①から入庫の上、荷さばき施設で車の荷下ろしをすることを確認。

イ 質疑、発言

(委員A)

- ・ 騒音に関し、荷さばき時などの車のエンジン音は対象となっているのか。

(事務局)

- ・ 夜間の機器毎の音源として車の開閉音などが対象となるが、営業時間が(大店立地法上の)深夜ではないため、予測は必要ないと認識。

(委員A)

- ・ ディスプレイとして、車のライトを付けて展示していることがあるが、問題ないか。ハイビームではないが、道路側に付けている場合がある。

(事務局)

- ・ 大店立地法上に具体的な取り決めはないが、十分に注意するよう、事業者に伝える。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり